

## 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書

文部科学省「令和4年度学校基本調査」によると特別支援教育を受ける児童生徒は年々増加しており、10年間で特別支援学校については学校数が約11%増加、児童生徒数は約14.3%増加、特別支援学級は1.6倍に増え児童生徒数は2.1倍に増加している。また、通級による指導を受けている児童生徒数は約2.6倍に増え、教育現場では新たな特別支援教育体制の整備が必要になっている。

よって、政府においては、下記の事項について財政措置を含めた特段の措置を講じることが求められる。

### 記

- 一、子どもの障害や発達課題に合わせた指導を行うために、特別支援学校・学級への教員の適正な配置への支援。
- 一、障害のある児童生徒に対し、食事、排泄及び教室移動の補助等の学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の適切な配置への支援。
- 一、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整の役割を担い、子どもたちのニーズに合わせた支援をサポートする特別支援教育コーディネーターの適切な配置への支援。
- 一、医療的ケアが必要な子どもや障害のある子どもへの支援を的確に実施するために看護師、ST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）、PT（理学療法士）等の専門職員の必要に応じた適切な配置への支援。
- 一、各学校でインクルーシブ教育を一体的に進めるために担当の教員だけでなく学校長等に対する指導や研修等を実施し、校内全体での取組を促進するために特別支援学校のセンター的機能強化への支援。
- 一、GIGAスクール構想により整備された1人1台の端末を特別支援学級や特別支援学校において、授業はもとより、個々の特性や教育的ニーズに応じた支援ツールとして有効に活用するための特別支援教育支援員の配置への支援。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月7日

寝屋川市議会

（提出先）内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣

## 消費者被害の防止・救済のため、特定商取引法の抜本的改正を求める意見書

特定商取引法（以下「特商法」という。）の平成 28 年改正の際、附則において 5 年後の見直しが定められた。令和 4 年 12 月に同改正法の施行から 5 年を迎えている。

令和 4 年版消費者白書によると、消費生活相談は 85.2 万件でここ 15 年ほど高止まりが続いており、特商法の対象分野の相談は全体の 54.7%にのぼる。そして、訪問販売及び電話勧誘販売の相談では、65 歳以上の高齢者の相談の割合は 65 歳未満の割合の 2 倍を超え、高齢者が被害に遭いやすい。

さらに、認知症等高齢者においては、訪問販売・電話勧誘販売の相談が 48.6%を占めている。超高齢社会が進む中、高齢者が悪質商法のターゲットにされないよう早急な対応が必要である。

また、インターネット通販に関する相談が世代全体の 27.4%と最多となり、トラブルが増加しているが、事業者や勧誘者を特定できない事例も多い。マルチ取引は、20 歳代において、令和 4 年 4 月の成年年齢の引下げにより、18 歳、19 歳を狙ったマルチ被害の増加が予想される。

これらの消費被害に対処するため、下記の事項について特商法の改正を行うよう求める。

### 記

- 一、SNS 等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等につき、行政規制、クーリング・オフ等を認めること、及び権利を侵害された者は SNS 事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること。
- 一、連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入するなど、規制を強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 7 月 7 日

寝屋川市議会

（提出先）内閣総理大臣、経済産業大臣、総務大臣